

<労務講座三回シリーズ②>

「同一労働同一賃金 対応策セミナー

～最新のガイドラインから読めること～

主催 鹿児島県経営者協会

昨年6月に成立した働き方改革法については、今年から順次施行されます。その中で、「同一労働同一賃金」の問題については、自社でどう対応すべきかに関心を寄せている企業も多いことと思われます。この案件の施行は来年以降になりますが、このほど具体的な手引き書となるガイドラインも厚生労働省から示されました。ガイドラインの内容や昨年6月の最高裁判決も踏まえ、この問題について解説していただきます。

記

- 1) 日 時 平成31年2月20日(水) 13時30分～15時30分
- 2) 場 所 かがしま県民交流センター 東棟4階 中研修室 第3
〔鹿児島市山下町14-50 TEL 099-221-6600〕
- 3) 内 容
 - ・「同一労働同一賃金」が求める「均等待遇」・「均衡待遇」とは？
 - ・見過ごせない契約社員、パートの手当（通勤手当、家族手当、食事手当）
 - ・就業規則に記載する基本給、賞与の定義の見直し必要？
 - ・賃金だけでなく休暇、福利厚生も均等待遇
 - ・最高裁判例からみる定年後再雇用者への対応方法
- 4) 講 師 畑野労務管理事務所 所長 畑野 昌作 氏
- 5) 定 員 40名 〔定員になり次第、締め切らせていただきます。〕
- 6) 参加費 会 員 1,000円(資料費) 会員外 6,000円
- 7) 申 込 下記申込書に記入の上、切り取らずFAXで事務局へお申込み下さい。
先着の申し込みの方から受付登録されていきますので当日、直接会場へお越し下さい。参加費は、当日会場受付にて申し受けます。
- 8) 締 切 平成31年2月15日(金)
- 9) その他 当日欠席の方には後日資料をお送りしますが、参加費はお返しいたしませんので、ご了承ください。
- 10) シリーズ③のご案内 3月20日(水) 江原社労士：働き方改革法案 実務者向け対策

以上

鹿児島県経営者協会（申し込みは、FAX 099-225-0402 宛てにお願いします。）

(31-2-20)

<労務講座②> 参加申込書

※2名以上の参加も可能です。

会社名

<参加者>

役職名(所属部・課名)

氏 名

1)

2)

ご記入頂いたデータは参加者名簿以外への使用はせず、適切な個人情報管理を致します。

<申し込み先> 鹿児島県経営者協会 TEL 099-222-3489 FAX 099-225-0402